

南葛西第三小学校PTA規約

第1章 名 称

第1条 本会は南葛西第三小学校PTAと称し、事務局を南葛西第三小学校内に置く。

第2章 目 的

第2条 本会は保護者と教職員が協力して家庭、学校および地域社会における児童のしあわせと健全な成長をはかるとともに、会員相互の教養を高めることを目的とする。

第3章 方針と目的

第3条 本会は自主的民主的団体で、前条の目的を達成するために次の方針に従って活動する。

1. 児童のしあわせのために会員の総意を集めて活動する。
2. 会員の話し合いを盛んにし、相互の理解と親睦を深める。
3. 児童の教育ならびに福祉を目的とする他の団体および機関に協力する。しかし、支配および干渉は受けない。
4. 政治団体や宗教団体の活動には参加しない。
5. 学校の教育活動に協力する。しかし、管理・運営および人事には干渉しない。
6. 「できる人が、できる時に参加するPTA」を目指す。
7. その他、本会の目的をはたすために必要な活動を行う。

第4章 会 員

第4条 本会の会員は本校に在籍する児童の保護者、またはこれに代わる人（以下、保護者という）および本校に勤務する教職員とする。

第5章 会 計

第5条 本会の経費は会費およびその他の収入をもってあてる。

第6条 会費は一世帯単位で徴収し、その額は定期総会で決定する。

第7条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年の会計監査日で終わる。

第6章 役員・役員会

第8条 本会の役員は次の通りとする。

1. 会長 1名
2. 副会長 若干名（教職員 1名）
3. 書記 若干名（教職員を含む）
4. 会計 若干名（教職員を含む）

第9条 役員は会員の中より選考委員会において選出され、定期総会の承認を得て就任する。

第10条 役員の任期は1年とするが再任を妨げない。ただし、後任が就任するまではその任にあたる。

第11条 役員の任務は次の通りとする。

1. 会長は本会を代表し、会務を統括する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長不在の場合にはそれを代行する。
3. 書記は総会ならびに運営委員会の議事を記録・保管し、本会の庶務を行う。
4. 会計は会計事務を処理し、監査を経て定期総会において決算報告を行う。
5. 役員は委員を兼任できない。ただし、選考委員・卒業対策委員はこの限りではない。

第12条 役員会は次の通り開かれる。

1. 役員会は役員で構成され、必要に応じて随時会長によって招集される。
2. 役員会は総会・運営委員会の原案を作成し、緊急事項および総会・運営委員会における決定事項を処理する。
3. 役員会は役員の中より選考委員・卒業対策委員を選出する。

第7章 会計監査

第13条 本会の会計監査は次の通りとする。

1. 会計監査 2名

第14条 会計監査は会員の中より選考委員会において選出され、定期総会の承認を得て就任する。

第15条 会計監査の任期は1年とするが再任を妨げない。

第16条 会計監査の任務は次の通りとする。

1. 本会の会計を監査し、意見書を添えてその結果を定期総会に報告する。
2. 会計監査は役員および委員を兼任できない。

第8章 選考委員会

第17条 次期の役員・会計監査を会員の中より選出するために選考委員会を置く。

第18条 選考委員会は会員より若干名、運営委員会より若干名、教職員より若干名をもって構成され、委員長は互選によって決める。

第19条 選考委員会は選出した役員・会計監査が定期総会にて承認されることをもってその任を終わる。

第9章 卒業対策委員会

第20条 巣立ちの会等を実施するために卒業対策委員会を置く。

第21条 卒業対策委員会は会員（6年生保護者）より若干名、運営委員会より若干名、教職員より若干名をもって構成され、委員長は互選によって決める。

第10章 総会

第22条 総会は本会の最高決議機関であり、毎年度会長の招集によって定期総会を開催し、次のことを行う。なお、実施方法は集合の他、書面等による開催も可能とする。

【総会】

1. 新年度の会務計画案ならびに前年度の会務報告・決算報告
2. 新年度の役員・会計監査および予算案の承認
3. その他重要事項の承認

第23条 総会における議決は次の通りとする。

1. 集合による開催

(1) 総会は会員の2分の1以上（委任状を含む）の出席をもって成立し、議長・副議長は互選によって決める。なお、議長・副議長は役員以外とする。

(2) 議決は出席者の過半数の同意を必要とし、同数の場合は議長が決定する。

2. 書面等による開催

(1) 総会は会員の2分の1以上の参加をもって成立する。

(2) 議決は会員の2分の1以上の同意を必要とする。

第24条 臨時総会は運営委員会が必要と認めた場合または全会員の5分の1以上の書面による要求があった場合に会長によって招集される。

第11章 運営委員会

第25条 運営委員会は総会に次ぐ決議機関であり、定期的に開催され、次の通り構成および運営される。

1. 運営委員会は役員・専門委員会代表・実行委員会代表によって構成され、議長・副議長は互選によって決める。なお、議長・副議長は役員以外とする。

2. 臨時運営委員会は役員が必要と認めた場合に開かれる。

3. 運営委員会は運営委員の2分の1以上の出席をもって成立し、議決は出席者の過半数の同意を必要とする。

4. 運営委員会開催は役員会で決定する。

第26条 運営委員会の任務は次の通りとする。

1. 各専門委員会・各実行委員会の年間計画を検討する。

2. 総会の実施方法、提出する会務計画案・予算案を検討する。

3. 本会の運営上必要な事項について審議・決定する。

第12章 専門委員会

第27条 本会の目的を達成するため次の委員会を置き、随時開くものとする。

1. 校外委員会

2. その他運営委員会が必要と認めた委員会

第28条 各委員会の活動と任務は次の通りとする。

1. 校外委員会は、児童の校外活動と地域の生活指導等につとめる。

2. 各専門委員会は、各会員から選ばれた委員と教職員の代表で構成され、専門委員会代表2名は互選によって決める。専門委員会代表は、運営委員会に出席する。

第13章 付 則

第29条 顧問は役員会の承認を得て、前会長が就任する。

第30条 役員・会計監査に欠員が生じた場合は、会長が推薦し運営委員会の承認を得て補充する。なお、前任者の残任期間を任期とする。

第31条 この規約の改廃は総会において出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。また、本会の運営について必要な細則は規約に違反しない限り、運営委員会で定めることができる。

第32条 本会の慶弔規定は別に定める。

第33条 役員、各専門委員、各実行委員、会計監査の選任は、一家庭から一人しか選出できないものとする。

但し、卒業対策委員、選考委員はこの限りではない。

第34条 各専門委員会代表、各実行委員代表は、原則2名選出するものとするが、教職員との調整、運営委員会への出席等、役割分担することで各委員会活動に支障がなければ、必ずしも選出する必要はない。

第35条 本会の設立年月日は1990年4月27日とする。

この規約は2022年3月14日より実施する。

慶弔規定

第1条 規約32条により、慶弔規定を別表のように定める。

第2条 すべての慶弔は、別表に基づいて行うことを原則とするが、やむを得ず学年・学級単位で行う場合には、一人当たりの負担額を200円とする。

第3条 この規定は、原則的な取り扱いを定めたものであって、その適用については役員会の承認を得て行うものとする。

第4条 この規定は、2006年4月1日より実施する。

【別表】

	事由	支給基準	金額
弔慰金	会員・児童の死亡	会員本人・児童のすべての死亡	10,000円、 供花1基
	教職員の配偶者・ 子女・父母の死亡	教職員の配偶者・子女・父母の死亡	5,000円
祝金	教職員の結婚	教職員本人の結婚	5,000円
	教職員の出産	教職員本人および配偶者の出産	3,000円
見舞金	傷病見舞金	教職員および児童が傷病により 入院14日以上または1ヶ月以上 業務・学業を休業した場合	3,000円